

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月27日 18細則第18号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(職員退職手当第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等)</p> <p>第3条 職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>一 省略</p> <p>二 国立大学法人東京農工大学育児休業等規程第2条の規定による育児休業(他の法令等で相当するものを含む。)により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた職員退職手当規程第7条の2第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等</p> <p>三 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(職員退職手当第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等)</p> <p>第3条 職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>一 省略(現行どおり)</p> <p>二 国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程第2条の規定による育児休業(他の法令等で相当するものを含む。)により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は同規程第16条の規定による育児短時間勤務(他の法令等で相当するものを含む。)のあった休職月等 退職した者が属していた職員退職手当規程第7条の2第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等</p> <p>三 省略(現行どおり)</p> <p>第4条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21細則第3号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。